

# 釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業がスタートします

問合せ先 市役所障がい福祉課(☎31-4537)

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業とは、障がいのある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障がいのある方の生活を「地域全体で支える仕組み（居住支援機能と5つの地域支援機能）」を整備するものです。

## 主な居住支援機能と5つの地域支援機能

グループホームの空き室情報の把握



居住支援機能



体験の機会・場の確保  
グループホームなどの体験利用

1月25日(月)  
事業スタート

5つの地域支援機能



相談支援機能  
緊急事態にならないための  
支援体制の構築

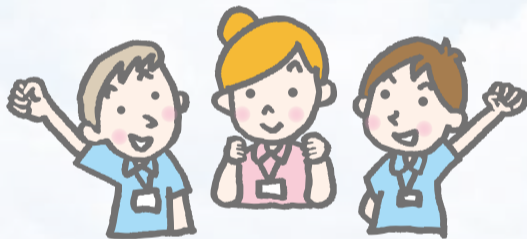
地域の体制づくり  
拠点等  
コーディネーターを配置



専門性の確保  
専門的人材の養成



緊急時の受け入れ・対応  
事前登録による緊急対応



地域で機能を  
分担して支える  
仕組みですね。



●「事前登録による緊急対応」について登録をご希望の方は、1月25日(月)よりご相談ください。

- ・相談先 担当の相談支援専門員または釧路市障がい者基幹相談支援センター(☎38-1181 ☎65-1700)
- ・事前登録の対象者 重度の障がいがある方で、ひとり暮らしまたは家族の障がい・病気のために緊急時の支援が見込めない方

## 障がいに関することでお困りの方へ

市では、下記の相談窓口を設置していますので、ご利用ください。

### 障がいに関わるワンストップ相談窓口

釧路市障がい者基幹相談支援センター  
☎38-1181 ☎65-1700

住所 文苑4-65-4 (おんべつ学園大きな木内)  
受付時間 午前9時～午後5時(月～金曜日)

●専門の資格を持つ相談員を配置し、障がいに関わる相談を広く行っています。



### 障がい者の虐待についての専門窓口

釧路市障がい者虐待防止センター  
☎25-3500

住所 白金町2-14 (ハート釧路内)  
受付時間 午前9時～午後5時(月～金曜日)

- ※緊急時の相談は24時間365日電話対応。
- 障がい者虐待の相談・通報を受け付けます。
- 虐待防止、早期発見のための広報等啓発活動(研修講師など)を行います。



### 成年後見制度についての専門窓口

釧路市権利擁護成年後見センター  
☎24-1201 ☎24-3762

住所 旭町12-3 (総合福祉センター3階)  
受付時間 午前9時～午後5時(月～金曜日)

- 成年後見制度の説明や、申し立て手続きの支援等を行います。
- 市民後見人の養成と活動の支援を行います。

